慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	アメリカ大学史とジェンダー : 19世紀後半のマサチューセッツ州における高等教育の事例を中心とした歴史的研究(主論文) ; アメリカ合衆国高等教育におけるジェンダーの問題(副論文)
Sub Title	
Author	坂本, 辰朗(Sakamoto, Tatsuro)
Publisher	慶應義塾大学大学院社会学研究科
Publication year	1998
Jtitle	慶応義塾大学大学院社会学研究科紀要 : 社会学心理学教育学 (Studies in sociology, psychology and education). No.48 (1998.) ,p.80- 87
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	学事報告 : 博士
Genre	Departmental Bulletin Paper
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN0006957X-00000048-0080

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

が，本実験から，反応と刺激の随伴性という機能的関係の重要性が明らかにされた。

②従来の研究からは，「刻印反応に対する刺激性制御の強さを決定する要因のうち，個体にとって生物学的に意味のある刺激の刺激性制御，すなわち系統発生的随伴性の所産である刺激性制御は，人工的刻印刺激などのそうでない刺激の刺激性制御よりも極めて強い」とされていたが，本実験から，後者が前者を凌駕する場合もありうることが明らかにされた。

本研究は，従来の刻印づけ研究者がほとんど注目することのなかった，刻印づけには生得的要因と獲得的要因の両者が関与するとする行動分析学的立場を実験的に裏づけた点において高く評価することができる。

刻印刺激に限られた人工的刺激のみを用いた点や，少数被験体法による分析が重要であると指摘しながら，それを用いたのは実験5および6のみで，しかもより有効であると思われる被験体間多層ベースライン法は用いず反転法のみである点などの実験的不備に加え，論議の進め方にやや論理的厳密性に欠けるところがあるなど，いくつかの弱点は指摘できるが，それを補って余りある労作で，学界への寄与は大なるものである。

よって，著者は，本論文によって博士（心理学）の学位を授与されるに価するものと認められる。

教育学博士（平成10年10月14日）

乙　第3220号　坂本辰朗

アメリカ大学史とジェンダー
—19世紀後半のマサチューセッツ州における高等教育の事例を中心とした歴史的研究（主論文）
—アメリカ合衆国高等教育における
ジェンダーの問題（副論文）

〔論文審査担当者〕

主査　慶應義塾大学文学部教授・
大学院社会学研究科委員
教育学修士　田中　克佳

副査　国際基督教大学教養学部教育学科教授・
Ph. D.（ウイスコンシン大学）　立川　明

副査　慶應義塾大学文学部教授・
大学院社会学研究科委員
教育学修士　渡辺　秀樹

内容の要旨

1. 論文の構成——主論文，副論文の構成（節のレベルまでとし，以下は省略）

a. 主論文目次（「アメリカ大学史とジェンダー——19世紀後半のマサチューセッツ州における高等教育の事例を中心とした歴史的研究」）

凡例/緒言
第1章　本研究の構想と基本的視座
1. 問題の所在
2. 本研究の課題
3. 先行研究の検討(1)——本研究の着想に関わる先行研究
4. 先行研究の検討(2)——本研究に関連する女性高等教育史の概観
5. 本研究の構成
6. 本研究で用いる研究方法
第2章　19世紀後半のマサチューセッツ州における女性運動と女性の高等教育
1. 本章の課題
2. 「協会」設立以前のマサチューセッツ州の女性運動
3. 制度変革への挑戦とその敗北
4. 「協会」の日常的活動
5. 「協会」の知的遺産の評価の必要性
第3章　ボストン・ラテン・スクール論争再考——19世紀後半のボストンにおけるジェンダーと教育
1. 本章の課題
2. 論争への準備——「協会」における討論
3. ハイスクール委員会への請願
4. 第1回公聴会——共学化賛成陣営の証言
5. 第2回公聴会——共学化反対陣営の証言
6. 公聴会の反響——二つの社説
7. 第3回公聴会——ラテン・スクール同窓会の反論
8. 新たな請願の提出
9. 市民の反応
10. 第4回公聴会——スペンサーとクラークの影
11. エドワード・クラークと『教育における性』
12. 第5回公聴会
13. 教育におけるジェンダーの問題
第4章　ボストン大学における男女共学制のケース・スタディー——ジェンダーの視点から見たり

ベラル・アーツの問題
1. 問題の所在と本章の課題
2. 19世紀後半の女性の大学教育とボストン大学創立の意義
3. ボストン大学における男女共学制
4. 大学教育とジェンダー
5. おわりに——結論と本研究から得られた示唆
第5章　女性の大学卒第一世代と新たな高等教育拡大運動
1. 本章の課題
2. タルボット夫妻とマリアン
3.「現代の一問題」——リベラル・アーツと女性
4. 大学卒業後——次に何を？
5. 母たちの運動への関与
6. 新たな女性の高等教育拡大運動への関与
7. リベラル・アーツと女性の義務
8. 二つの組織の架橋から新天地を目指して
9. おわりに——女性の大学卒第一世代と新たな高等教育拡大運動
終章　結論と今後の研究課題
初出一覧 / 主要参考文献一覧 / あとがき

b. 副論文目次（「アメリカ合衆国高等教育におけるジェンダーの問題」）

第1章　本研究の構想と基本的視座
1. 問題の所在
2. 本論文の構成
第2章　アメリカ合衆国における女性学の成立と教育におけるジェンダーの問題
1. 女性解放運動と高等教育—性差別の克服の課題と成果
2. 高等教育における女性学の興隆
3. 高等教育における女性学カリキュラムの近年の動向
第3章　ジェンダー・フェミニズム・教育——アメリカ合衆国における研究の基本的動向と教育改革におけるジェンダーの問題
1. 教育研究における階級・ジェンダー・エスニシティ
2. 教育の概念とジェンダーをめぐる問題——ジェイン・マーティンによる教育領域の再定義をめぐって
3. 1980年代の教育改革とジェンダーの問題
第4章　アメリカ合衆国における女性の大学——その存続危機をめぐる近年の論争
1. はじめに
2. 1960年代以降の女性大学—危機と対応
3. 女性学研究における女性大学の新たな意義づけ
4. 女性大学のプロフィールとタイポロジー
5.「危機」克服のための基本的改革動向
初出一覧 / 主要参考文献一覧

論文要旨

本学位請求論文は，主論文全6章と副論文全4章からなっている。共通するテーマは，アメリカ合衆国大学史における「教育とジェンダーをめぐる自覚的思考と対話」の研究であり，主論文は19世紀後半を，副論文は1960年代以降現在までを対象時期としている。

a. 主論文要旨

19世紀後半のアメリカ合衆国には，一般的に，ジェンダーの概念そのものは知られていない。当時の人びとにとって，性の違いとは，まず何よりも生物学的性差であり，男女の社会的役割の違いは，基本的に，この生物学的性差によって説明されていた。だが，例えば高等教育への女性の進出に関わって，それでは説明困難な場面が見出され，そこに，新たな性差の問題——いわゆるジェンダーの問題——が顕在化してくることになる。ジェンダーとは，生物学的な女性・男性というアイデンティティ（セックス）の上に付与された社会的・文化的・心理的性差を意味する概念であるが，ここに，人びとは性差の問題を自覚的に思考せざるをえなくなった。こうして，「教育とジェンダーをめぐる自覚的思考と対話」が生じることになる。

主論文が問題にする19世紀後半のアメリカ大学史の時代的特徴は，従来の伝統的なカレッジの圧倒的優位が崩れ，その後の高等教育に制度的モデルとなりうるほどに互いに異なる高等教育における「差異化」——たとえば，カリフォルニア大学などの州立大学，ジョンズ・ホプキンス大学に代表される大学院大学の出現——が開始された時代であった。そして，その重要な特徴の一つとして，女性の高等教育の興隆——共学大学の設立あるいは男性の大学の共学化，別学の女性のための大学の設立，男性の大学の“女子部門”としての付属女性大学の設立——があった。

主論文は，この19世紀後半のマサチューセッツ州を中心に，大学教育においてジェンダーの問題がどう理解されたかを研究しようとするものである。研究の構成は

前掲の「目次」に見られる通りである。

以下は，主論文の内容要旨である。

第1章では，本研究に関連する先行研究の検討として，まず，三つのアメリカ女性高等教育史の紹介・評価が行われ，以下，ジェンダーの問題への視点からする歴史研究の五段階を指摘するフェミニスト・フェイズ理論の紹介，ジェンダーを視野に入れた教育史研究の業績とその特徴の検討，ジェンダーの視点から鳥瞰された19世紀から20世紀初頭までのアメリカ合衆国高等教育史の紹介，が行われている。

第2章以下，主論文の研究本論となる。

1970年代以降のフェミニスト教育史研究者たちは，アメリカ合衆国で1870年代および80年代に大学教育を受けた女性たちを「女性の大学卒第一世代」と呼んでいるが，この世代は，19世紀後半のマサチューセッツ州において，女性の高等教育振興を目指す女性運動を組織し，後に様々なプロフェッション（医学・法律・学界など）に進出し，女性参政権の獲得をはじめ多くのラディカルな社会改革を達成することになる。

主論文はまず，この「第一世代」創出の準備期にあたる1877年にボストンで結成された「女性の大学教育を支援するマサチューセッツ協会」（以下「協会」と略記）の活動を事例として，「第一世代」準備期に女性の高等教育機会拡大のためにどのような活動が行われたか，とりわけ，ひとたび女性が高等教育機関に受け入れられた後に，これらの女性の学生たちを支援し激励するためにどのようなネットワークづくりがなされなければならなかったかを明らかにすることから始められている。

時代背景として，コモンスクールやハイスクールの発展に見られるような公教育の拡大が女性の教育機会の拡大と教師への需要を生み出したこと，また，南北戦争(1861-65)の影響で女性人口が男性人口をはるかに上回るという人口動態的変化が原因で生涯を独身で過ごす女性の“自立”の必要から女性の高等教育の存在理由が確立されつつあったこと，1862年のモリル法（大学に対する連邦の土地許与法。主として州立大学の基金や維持費として利用を認める）成立以降，高等教育全般の差異化の開始と同時に女性の学生の比率が劇的に増加したこと，が指摘されている。

このような時期に成立した協会初期の運動の一つ，ボストン大学に女性教授の講座を設置する運動(1878)の跡を辿り，また，「協会」の日常活動を丹念に探り，従来，政治改革や制度変革の視点から，運動の不成功を理由に否定的評価が与えられてきた「協会」に対して，「協会」が女性の高等教育「第一世代」に対して行った共感と配慮に満ちた援助こそが，彼女たちにジェンダーについての鋭敏な思考を可能にさせ，後のラディカルな社会改革のための使命を自覚させるに至ったという視点から評価している。（第2章）

次いで，協会のもう一つの主要な運動であったボストン・ラテン・スクールの女性への門戸開放要求運動(1877)が検討される。

上述のように，南北戦争後，高等教育の差異化が開始され，女性の学生の比率が増加すると，女性の高等教育についての公然の論争が開始される。とくに，1873年のエドワード・クラークによる『教育における性――少女への公正な機会』の発表（「男女共学制による男性と同一の高等教育は，女性の心身，特にその生殖能力に深刻な悪影響をあたえる」とする彼の「生理学」に依拠した“科学的”主張）に端を発する論争は，1870年代および80年代を通じて，女性のカレッジ設立，およびそこでのカリキュラム計画にネガティヴな影響をあたえる一方で，フェミニストたちにとっては，むしろ，それまで俗説の中に根付いていた女性の高等教育に対する偏見を“科学的”にテストしうる機会を提供し，この科学的証明を，「第一世代」に，自分たちの使命と意識させることになった。

だが，女性への高等教育機会の拡大に反して，大学準備教育にとって必須の古典語教育の機会は，女性には極めて限られていた。この状況の中で，男性と同等の大学準備教育の機会を女性にも保障することを求める女性団体の運動に端を発し，1877年に，当時ボストン地域の大学準備教育の機能をほぼ独占的に果たしていた公立男子校ボストン・ラテン・スクールの共学化をめぐって，学校委員会によって開催された公聴会を舞台に，ジャーナリズムや市民を巻き込んだ大論争（ボストン・ラテン・スクール論争）が展開されることになる。

この論争に最も積極的に関与した「協会」の論争参加の発端から始めて，ボストン学校委員会による公聴会での論争とこれに対する市民の反応，続いて，この論争の結果に大きく影響することになったジェンダーと教育をめぐる論争での議論の構造が分析されている。

この論争は，ボストンの人びとに，教育におけるジェンダーの問題の存在を改めて明確に意識させ，それまで社会的地位を決定してきた階級や血統や伝統の力が衰えつつあったこの時代に，社会の無秩序に対抗する最後の砦としての「ジェンダーによる区分」を顕在化させ，以降の女性運動の課題を明確化することになった。（第3

章）

第4章では，アメリカ合衆国の男女共学制大学における一般の男女両性の学生の経験をジェンダーの視点から分析するために，1870～90年代のボストン大学（この大学は，両性の平等という点できわめて崇高な理念を掲げて出発した）が事例に取り上げられる。

この時期，女性の大学教育の存在理由はすでに承認され，女性の大学教育をめぐる議論は，南北戦争直後の「そもそも女性の大学教育は可能か」という議論から，「女性には大学教育に耐える知的能力はある。だが，男女共学制による男性と同一の大学教育は，女性の心身，特にその生殖能力に深刻な悪影響をあたえる」という前述のより“科学的”な反対論に取って代わられ，「女性の大学教育はどのような形態が望ましいか」という議論へと変化している。

このような女性の大学教育をめぐる議論の転換期において，ボストン大学の「創立の理念」の現実はどうであったかの検討がここでの研究課題となっている。

19世紀初頭以来の大学の共学制採用は，経済的理由（学生数の確保）から，また男性側の必要（家事労働，あるいは男性学生の“暴動”をなだめる役割など）から，であった。しかも，ほとんどの場合，女性は最初，予科に“特別”学生として，あるいは，正規の課程の場合も，共学が大学全体に及ばないように教育養成課程に隔離するなどが意図的に行われた。したがって，共学制の採用はジェンダーによるきわめて明確な伝統的保守的役割分担を当然のこととし，女性と男性の知的平等に関する問題，ひいては社会において女性が男性に対して従属的で男性の役割を補償する地位に置かれているという問題，あるいは，女性は家庭的であるべきだという「家庭性」イデオロギーや「女性の領域」というイデオロギーの存在の問題など，まともに議論されたことはなかったのである。

このような近年のフェミニスト教育史研究の指摘を念頭に置きながら行われた研究の結論は以下のようである。

ボストン大学においては，大学当局は教育に直接関係する意図的な女性差別政策や隔離策を採用せず，また，学生たちも男女を問わず共学制と男女平等を強く支持し，「大学教育は男らしさや女らしさを発達させるものである」とした上で，特に女性の大学教育については，一方では，「大学教育は，家庭内領域での女性の“使命”をよりよく果たすのに行立つものである」と考えることで，公的プロフェッションへの資格付与につながる伝統的なリベラル・アーツの教育と私的な「女性の領域」に属する家庭性イデオロギーとの矛盾（ダブル・バインド）の問題を解消しようとし，他方で，女性のための大学教育ではなく，共学による女性の大学教育こそ真正のものと考えており，授業だけではなく課外活動においても，女性の学生に対する差別や女性を排除しようとするような慣習は存在しなかった。上記の矛盾の自覚は，なお，後のこととなる。（第4章）

主論文の最後は，上記の「第一世代」が，大学卒業後，ジェンダーに関する諸問題をどのような経緯をたどって自覚するようになり，その解決を目指して，女性のための新たな高等教育拡大運動にどのように着手するに至ったかを，多くの女性史研究者によって，女性の大学卒第一世代の典型と見られているタルボット（Marian Talbot, 1858-1948. 1880年にボストン大学を卒業後，母を通じてフェミニズム運動と出会い，「協会」などの活動に参加し，1892年にシカゴ大学の公衆衛生学助教授に就任）をケース・スタディとして考察している。

タルボットにとってのボストン時代は，女性が高等教育を受けるということが女性のキャリアにどのような意味を持つかの問題，さらには，そのような高等教育を受けた女性たちに課せられる様々な矛盾――とりわけ彼女の関心を引いたのは，リベラル・エデュケーションと女性の家庭的な義務や社会的義務との相剋（ダブル・バインド）――と苦悩に対する教育的配慮の問題，そしてそのような教育的配慮を行うために必要な組織と方策の問題などを，様々な組織にきわめて主体的に関与することで，身をもって学んでいった，いわば“修業時代”であった，と評価されている。

後にタルボットは，シカゴ大学で「女子部学生部長」に就任して，アメリカ高等教育史に残る高等教育固有の制度の端緒を作り出すことになる。

終章では，以上の第2章から第5章まで，バーバラ・ソロモンの指摘に倣いつつ，(1) 制度へのアクセスを目指す女性の闘争，(2) 大学内での男女両性の学生の経験の諸側面についてのジェンダーの観点からの分析，(3) 女性の人生選択と大学教育，とりわけ性別役割分業とリベラル・アーツとの矛盾の問題，(4) フェミニズムと女性の高等教育拡大運動との容易ならざる結びつき，というテーマを中心に本論文を構成したことが述べられ，19世紀後半の大学史に響きわたる，上述の「教育とジェンダーをめぐる自覚的思考と対話」に見られた論点のいくつかが整理され，19世紀後半のアメリカ東部には，きわめて豊かにこの「思考と対話」があった，と結ばれてい

る。

b. 副論文要旨

主論文で扱った19世紀後半の第一世代の女性たちの感化力が薄れるにつれ，また，多年の女性運動の悲願であった参政権が1920年に獲得されると，高等教育における「教育とジェンダーをめぐる自覚的思考と対話」はなつてほど行われなくなった。この対話が力強く復活してくるのは，1960年代に始まる「女性解放運動の第二の波」の時代においてである。この「第二の波」は，かつての19世紀の女性運動が問題にした両性の平等というテーマを新たな視点から問い直そうとしたものであり，これこそが，生物学的性差とは別の次元で捉え直されたジェンダーという性差の存在を問題にするものであった。こうして，かつての性差の問題をめぐる自覚的思考は，今度は，アメリカ社会のみならず日本を含む世界の各国にまで決定的な影響を及ぼしつつ，階級や人種・エスニシティといった問題と相互に関連を持ちつつ，より先鋭的に復権することになった。

副論文は，1960年代以降現在に至るまでのアメリカ合衆国の大学教育における教育とジェンダーをめぐる自覚的思考と対話の一端を明らかにすることを目的としている。

まず，1960年代以降の女性解放運動が明らかにしたアメリカ合衆国の高等教育機関における様々な性差別（とくに70年代のアメリカ合衆国で問題となった高等教育制度とその教育機会へのアクセスの問題）の実態とその克服のための施策（法律面での是正・改革策として，1972年に改正教育法が，1974年に女性教育公正法が，成立）について，さらにこれらが，その後の女性の高等教育に対してどのような問題を提起するようになったかが考察される。

次いで，これらの新たな女性解放運動が生み出した「女性学」が取り上げられる。

女性学は，従来の諸学問に見られた，女性軽視，あるいはステレオタイプ化された女性像を洗い直し，同時に，高等教育の場にある女性たちの内面にすでにつくられているネガティブな自己概念を除去し，女性の中に，知的・人格的自律性を形成することを目的として生れたものであるが，誕生からすでに30年近く経過した近年のアメリカ合衆国の女性学は，世界のよりよき理解は，女性の日常経験を理解するという女性学の学問的貢献なしにはありえないと主張している。女性学は，フェミニズムともども，隣接領域の学問や思想と密接にかかわりつつ，相互に大きな影響を与え続け，フェミニズムに立脚しつつも，女性を一つのカテゴリーないしは類とする捉え方を拒否し，社会階級やエスニシティという変数を取り込むことの必要を強調し，もはや一枚岩ではなくなりつつある。その結果，そのような学問研究が質量ともに豊かになるにつれて，研究の統一性と目的が弱まり，このような研究の成果を教育にどのように還元するかの問題も改めて問われざるをえなくなっており，また，とくにその還元の仕方をめぐって様々な議論がありうることが自覚されるようになっている。こうした自覚に立って，近年の女性学カリキュラムの動向に関連したいくつかの問題の検討が試みられている。

まず，80年代から90年代にかけて，アメリカ合衆国の高等教育界に起こったカリキュラム革新論争——しばしば「文化戦争」と呼ばれる——が取り上げられる。これは，伝統的に自明のものとされた知識の正統性とその知識獲得の方法そのものに基本的な疑義を提出したポストモダンの思想と高等教育へのアイノリティ・グループ［女性・人種・民族］の参入という高等教育人口のデモグラフィックな変化を論争の背景として，基礎学力の底上げと構造化したリベラル・アーツ・カリキュラムの復権を要求する西欧的伝統主義者と，この伝統主義者たちが信奉する知の体系そのものを拒否しようとしたフェミニズム，批判的教育学，多文化教育の立場に立つ人びととの間の論争であることが述べられている。

次に，現在のアメリカ合衆国の大学の女性学教育の現場の実際（カリキュラム・教授法）について，メリーランド大学（1992年以降）とニューヨーク州立大学プランツバーグ校（1996年）を事例に取り上げて，シラバスのレベルで検討が行われている。

続いて，「女性学研究の知見に基づいたフェミニスト的な教育学・教授法」を意味する「フェミニスト・ペダゴジー」をめぐる近年の論争は，上記の「文化戦争」の一つの現れであること，その論争の意義は，近代的ペダゴジーの構造そのものの問い直しにあること，が指摘されている。（副論文第2章）

副論文の最後は，とくに1980年代以降に起こった，ジェンダー・フェミニズム・教育の三つの関係を論ずる視座と方法論の重大な変化——パラダイム・シフト——を，いくつかの視角から検討し，現在，教育におけるジェンダーの問題を論ずるにあたって考慮されるべき課題は何かを検討している。

まず，80年代から90年代の約10年の間にジェンダー・フェミニズム・教育という三つの関係を論じる視

座と方法論に重大な変化が起こったこと，今やこの三つのタームは，アメリカ合衆国におけるあらゆる研究，あらゆる教育の場で，必要不可欠のものとなったことが，全米教育研究学会（1901年創立）の1984年の年報（『女性と教育』）と1993年の年報（『ジェンダーと教育』）のテーマの比較によって指摘され，このような主張が現れる前提として，前述の「文化戦争」を考える必要があるとして，次に，この問題が，近年のPC（ポリティカリィ・コレクト［政治的に正当］）論争を中心に，ジェンダーの問題への関心を手掛かりに検討されている。

西欧的伝統主義者たちにとって多文化主義者たちの主張は二重の意味で脅威であった。すなわち，まず，自分たちの信奉する知の体系そのものが脅かされているということである。さらに重要な問題は，文化的・国民的統合の機軸としての“アメリカ的”価値の多文化主義による浸食という脅威である。彼らは，全米学者協会を結成して反・多文化主義の運動を行なっており，PC論争は，実は，多文化主義側の言論封殺を目論んだ政治キャンペーンだとしている。

次に，1980年代のはじめにアメリカ教育哲学会新会長ジェイン・マーティンの就任講演がきっかけとなって開始された，ジェンダーの視座を取り入れることによる教育哲学研究の全面的再構築についての論争と仕掛け人のマーティン教授の業績が検討され，そこに見られる主張の方向の指摘（①教育思想史研究における性差別の検証。②「教育ある人」「教授(teaching)」などの概念そのものが，女性の経験［彼女が言うところの「再生産」の過程―「単に生物学的な種の再生産だけではなく，妊娠から個人がともかく家族から独立するに至るまでの，全再生産の過程」］を無視して構成されたものであり，これらの概念の批判と再構成，ひいては教育哲学そのものの再構築が必要）とマーティンの提案のいくつかが紹介されている。

続いて，エクセレンス（excellence，優秀性）実現のための83年から90年までの教育改革諸レポートにおけるジェンダーの問題の扱われ方の分析と評価が行われている。（副論文第3章）

最後に，1960年代以降のアメリカ合衆国における女性の大学の趨勢を数量的に概観し，そこに見られる量的な意味での女性の大学の長期凋落傾向について，その主要な要因の分析が行われ，この間に現れてきた，女性の大学の存在意義を実証するいくつかの研究とその論点が検討され，次いで，1997年現在のアメリカ合衆国の女性大学について，そのプロフィールが一覧表化され，そこに共通にみられる特徴が分析され，存続の危機克服のための改革と将来計画の策定の基本的動向がいくつかの女性大学のケース・スタディを通じて明らかにされている。（副論文第4章）

以上，主論文，副論文の内容を紹介してきたが，最後に，本学位請求論文全体にわたる研究上の方法意識と史料について述べて，論文要旨を結びとする。

筆者は，本研究をフェミニスト教育史の流れに属するものとしている。

フェミニスト教育史は，従来支配的であった制度史中心の教育史研究からの脱却を目指すだけでなく，ジェンダーを視野に入れた教育史研究の重要性を指摘してきた。それは，女性および男性がお互いのジェンダーについての関係をどのようなものと理解していたかの解明を目指し，そのために，まず，従来の歴史記述における女性の不在と脱落を正し，教育上の性差別を検証する。さらに，これまで使用されてきた歴史研究の重要性の基準（たとえば，どのような史料に着目するか）の見直しや新たな説明概念の導入（「ダブル・バインド」など）を要請する。そうすることで，従来のヒストリオグラフィー（歴史叙述）の欠陥が明らかになるだけでなく，最終的には，女性および男性の経験を人間の経験という全体的な見方の下に統合した歴史が可能になると考えている。

また，女性が高等教育にアクセスする機会を得た後に，どのような教育的な扱いを受け，どのような教育的理想像に向かって教育されたかという高等教育機関内部での女性の経験の諸側面に亘る研究や，女性の人生選択に対する高等教育の影響に関する研究こそ重要問題であるとするフェミニスト教育史学は，マニュスクリプト・レベルにまで遡った史・資料の発掘と集績によって，歴史に埋もれてしまった女性たちの声を復元することを求める。歴史的にその発言を公に残す機会を奪われてきた女性たちの声に耳を傾けるような研究では特に，このような史料の発掘と分析は不可欠である。本学位請求論文は，マニュスクリプト・レベルにまで遡った史料批判と操作によって研究が行なわれている。

本論文の特筆すべき点と今後の課題

本論文の特色は，高等教育の研究の主題あるいは基礎視角にジェンダーを置いていること，歴史研究にあたっては特に一次史料の徹底的な収集と整理の上に叙述と分析を行っていること，そうした両者の統合を通してジェンダーの視点からする高等教育史の書き直しの可能性を示唆している点にある。以下，これらの点について，日

本およびアメリカ合衆国での研究の実態を比較して述べる。

日本でアメリカ合衆国での高等教育史を主題とする学位論文をまとめる場合，主題および主題への接近の方法の選定，主題の分析・叙述に必要な史料の収集がまず中心課題となる。主題および接近法の選定には，アメリカ合衆国での先行研究，中でも現代における学術上の論争について，立ち入った知識と理解が必要であるが，この点について，副論文は，坂本君が日本の研究者の中では文字通りパイオニアでありかつ権威であることを示している。日本にはジェンダーとアメリカの高等教育について，本論文ほど史料面で完全でかつ内容的に立ち入った論を展開した研究はない。特に指摘すべきは，本論文が，ジェイン・マーティンに代表される教育哲学者の提唱するジェンダー論を深く，しかも過去の思想史の中で相対化しながら，十分に検討・理解している点である。この点は，マーティンの再生産論の解釈などによく表れている。アメリカ合衆国の研究者の多くは，ジェンダー問題の発信者も含めて，確かにこの問題視角に広くかつ深い関心をいだいている。しかし，その多くは女性研究者であるが，男性のジェンダー研究として，本研究は，その資料の用意の周到さ，論の堅実さにおいて，アメリカの男性のジェンダー研究者の誰にも引けを取らないものがある。加えて，坂本君には，当然ながらアメリカ合衆国での論争と多少距離を置けるという利点があり，80年代の教育論争とジェンダーとの関係の分析などは，そうした強みを生かしており，アメリカ合衆国の研究者をさえ裨益するであろうと思われる。

実証的な歴史論文の評価の半ばは，史料の発掘とその明晰かつ啓発的な解釈・提示にかかっているが，この点でも本論文（主論文）は，主として日本で構想され，書かれたものとしては出色である。もちろん坂本君が長短幾度かにわたるアメリカ合衆国滞在を通して史料収集に努めたことは明瞭であるし，また，コンピュータ等の様々な機器・システムを用いて最近の学術論文等を周到に集めてもいるようである。しかし何よりも，主論文の諸章について十分な一次史料を収集し得た大きな理由は，ジェンダーという分析視角が明確に自覚されていた点にある。主論文の各章を見ると，ボストン大学への女性教授の招へい運動，ボストン・ラテン・スクールへの女子生徒入学許可をめぐる論争，マリアン・タルボットの遍歴時代等，かなり具体的・個別的な内容がそれぞれ主題となっていて，一見すると各章間のつながりが見えにくく感じられる。しかし，アメリカ合衆国にあって，一次史料に依拠しつつジェンダーに関する広範な主題を論じようとすれば，往往にして史料の検討は疎かになり，研究が中途半端となりやすい。この点，日本で，ジェンダーという視点を中心に，比較的まとまった事件・出来事を集中的に論じるという坂本君の方法は成功していると言える。典型的には，ラテン・スクール論争で主要な新聞の全ての関係記事を相互に比較検討したことに表れているように，堅実な学問研究の成果を可能とした。その結果として，本論文はアメリカ合衆国での（優秀な）博士論文や学術的な著書や論文に，十分匹敵する史料的な根拠を具えた作品になっている。

新しい時代に相応しい，今後の研究に意義のあるジェンダーという視点から高等教育史を取り上げた本論文は，ジェンダーに関心を持つ者のみならず，教育思想から，カリキュラム，学生指導にいたるまで，高等教育のほとんど全ての分野の研究者・実践者に自らの研究・実践の見直しを迫るにちがいない。

とはいえ，問題が全くないわけではない。主論文について言えば，上述した肯定的な判断にもかかわらず，その構成を検討するとき，女性運動と女性の高等教育，ラテン・スクール論争再考，ボストン大学での男女共学制，女性の大学卒第一世代の各章は，やはりつながりの分かり易い章建てにはなっていない。その上，例えばラテン・スクール論争は，主に公聴会での発言とそれへの各界の反応の詳細な記録であり，また大学卒第一世代はM. タルボット一人のシカゴ大学への就職にいたるまでの伝記が中心となっている。つながりを一層強めるには，史料の大胆な整理や切り取り，叙述のメリハリなど，工夫が必要であろう。

しかし，こうした点にもかかわらず，本論文は，国の内外で，教育史・ジェンダー問題の学位論文として十分に通用すると言うことができる。*Harvard Educational Review* の昨年の冬季号の女性と教育の歴史の特集の中でリンダ・アイゼンマンは，バーバラ・ソロモンの業績の功罪を論じ，それが伝統的な高等教育機関への女性の入学機会に焦点を合わせ過ぎ，後の研究者の研究対象・方法を狭く方向づけた点を指摘している。本論文は，伝統的な教育機関よりも共学機関に学ぶ女性への女性自身による援助の伝統の形成，働き掛けに焦点を合わせることによって，ソロモンから学びながらも，その影響から抜け出し，独自の女性史の提示を試みており，ジェンダーの観点からする歴史に相応しい主題，また教育哲学の分野で最近有力となっているケアリング（女性に顕著な思いやりにもとづく応対）に近い伝統に注目する結果

となっている。これからの社会政策の指導理念となるかも知れない思想・実践との関連を持つ仕事として，今後の研究の発展が期待される。

審査結果の報告

本論文は，明確な分析視角の下に第一次史料を駆使して行われた優れた研究であり，国内外の学界に寄与するところ大なるものを有している。また本論文に示された筆者の力量は，今後自立して研究活動を行うために十分なものがあることを認め，本論文が博士（教育学）の学位に受けるにふさわしいものであると判断する。

教育学博士（平成10年11月11日）

乙　第3224号　大浦　容子

創造的技能領域における熟達化の認知心理学的研究

〔論文審査担当者〕

主査　慶應義塾大学文学部教授・大学院社会学研究科委員　教育学博士　波多野誼余夫

副査　慶應義塾大学文学部教授・大学院社会学研究科委員　文学博士　小谷津孝明

副査　慶應義塾大学言語文化研究所教授・大学院社会学研究科委員　Ph. D.　大津由紀雄

副査　京都大学名誉教授　教育学博士　梅本　堯夫

内容の要旨

本論文では創造的技能領域における熟達を取り上げ，課題表象形成と遂行の評価において熟達者と初心者がどのような点で異なるかについて検討した。創造的技能領域とは，課題についての適切な表象があらかじめ決っていないために課題についての表象および解決のための実行プラン形成が問題解決の必要条件であることに加えて，プランの実行に際しては個々の行為の遂行にスピードとタイミングが要求される上にやり直しは許されないという制約が加わる領域をさす。本論文では音楽演奏，特に西洋調性音楽の様式を持つ楽曲のピアノ演奏領域を主に取り上げたが，それに加えて邦楽演奏，視覚芸術作品の創作，剣道の3領域での熟達化について検討した。論文は10章からなる。第1章では創造的技能領域の定義を行ったうえで創造的技能領域における熟達について(1)熟達者は初心者とは質的に異なった課題表象を形成できるか，(2)熟達者は初心者よりも遂行について適切な評価が出来るか，という2つの問いを設定し，従来の研究の概観を行った。第2章では音楽の演奏と評価についてなされた従来の研究を2つの問いのそれぞれに関連させて概観した。第1の問いについては記憶課題（第3章～第6章）と問題解決課題（第7章）を用いた検討がなされた。その結果，熟達者は馴染んだ様式の旋律については記憶が速く正確で，馴染みのある様式の旋律についてはプロトタイプと順序規則という様式固有の知識を柔軟に用いて旋律の表象を形成していること（第3章），彼らの楽曲表象では和声進行が重要な役割を果たしていること（第4章），彼らの正確で速い旋律記憶を説明するには個々の様式の基本的な制約の知識だけでなく，いくつかの構造音からなる音列の知識（プロトタイプ）と修正子を用いた旋律表象形成のモデルが必要であること（第6章），楽譜上に必ずしも明示的に示されていない特徴についても把握して様式を判断し構造をより細かく分析していること（第7章）が明らかになった。一方初心者については，馴染んだ様式の旋律であっても記憶に困難があること（第3章），旋律の構造音に基づいて旋律を符号化しているわけではないらしいこと（第4章），歌詞という表面的手がかりの付加が記憶を促進すること（第5章），リハーサルと作業記憶に頼った旋律記憶をしていること（第6章），初心者より演奏経験の多い初級者でさえも楽曲の分析では楽譜上に明示された特徴の把握に留まること（第7章）が示された。これらの結果はいずれも，初心者の課題表象が楽曲の表面的特徴に基づいたものであり，領域一般の記憶方略によって課題表象形成が支えられていること，それに対して熟達者の課題表象は楽曲の表面的特徴のみならず必ずしも明示的には示されていない楽曲構造を反映したものであり，様式固有の知識ならびに記憶方略によって課題表象形成が支えられていることを示している。第2の問いについては第7章，第8章（評価課題）で検討された。その結果，熟達者は楽曲の練習過程で楽曲表象の形成と練り直しに多くの時間を割いていること，演奏表現の一般的規則に加えて曲の様式や形式による制約ならびに楽譜上に必ずしも明示的には示されていない構造特徴をも考慮して演奏表現表象を決定していることが明らかになり